生成AI活用R&Dにおける日米特許ポートフォリオ防衛戦略

日米特許法理の乖離（米国における「着想」立証と情報開示義務）の危機と、開発初期からの証拠・クレーム統合管理戦略。

【課題】日米の断絶と米国特許の「登録後崩壊」リスク

日本: 自然人発明者の認定基準（一致）



米国: 厳格な「着想」立証要求（断絶）

日米で異なる「発明者」と「着想」の認定基準



自然人の確定的着想



AIを道具とみなす

米90 FR 54636はAIを道具とし、自然人の確定的着想を厳格要求。

CAFC『Fortress Iron』判決による訂正不能リスク



発明者漏れは§256で救済できず、所在不明で特許全体が無効化。

Rule 1.56違反と伝染的権利行使不能



不衛平行為の認定により、親・継続出願群全体が権利行使不能。

USPTOガイダンス構造的差分

比較項目	2024年2月旧ガイダンス (89 FR 10043)	2025年11月現行ガイダンス (90 FR 54636)
法的基準の枠組み	Pannu準用の「重要な貢献」アプローチ	AI特則否定・伝統的「着想」基準へ一元化
AIシステムの法的位置づけ	擬似的な共同発明者分析を誘発	実験器具やデータベースと同等の「単なる道具」
外国優先権要件	自然人発明者の記載を要求	利益主張には最低1名の共通する自然人発明者が必須

【対策】開発初期からの「証拠・クレーム統合管理」実装



AI投入前の「人間による事前着想記録」の固定

日付入り日誌等で、AI投入前の人間の作業仮説・思想を固定。



「なぜ機能するか」の選択・発明判断ログの保存

AI出力候補の選択理由と人間による技術的説明を日付付きで保存。



多層クレーム設計と§1.48/継続出願による発明者再編

着想が確実な構成に限定し、§1.48等で自然人発明者を適正化。

Gemini Notebook